

日本ポーラログラフ学会会則

(2017年11月20日総会議決)

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本ポーラログラフ学会 (The Polarographic Society of Japan) と称する。
- 第2条 本会はポーラログラフイーならびに界面電荷移動の基礎的研究およびその応用の振興を目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 会誌および図書の編集発行
 2. 研究発表討論, 講演, および講習会の集会
 3. 調査研究または補助奨励
 4. 見学および視察
 5. その他の本会の目的を達成するための必要な事業
- 第4条 本会の本部を京都市左京区北白川 京都大学大学院農学研究科応用生命科学専攻内におく。
- 第5条 本会の専門部会および地方支部をおくことができる。

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は正会員および名誉会員の2種とする。
- 第7条 正会員は本会の趣旨に賛同し個人として所定の会費を納めるものとする。名誉会員はポーラログラフイーならびに界面電荷移動の研究に関して特別の功労のあるもののなかから総会の議を経て決定する。
- 第8条 正会員は毎年下記の年会費を前納するものとする。
正会員 4,000 円。
但し、年齢が 60 才以上で常勤の職に就いていない会員は、本人の申し出により理事会の承認を得て会費を免除することができる。
- 第9条 本会に入会を希望するものは所定の様式により入会申込をし、退会を希望するものは書面でその旨申し出て、理事会の承認を受ける。ただし、未納の会費は即時納入し既納の会費は返付しない。
- 第10条 本会の名誉を傷つけ、会の秩序を乱す行為があると認められるもの、または会費滞納1ヶ年に亘り催促に応じないものは評議員会の議決を経て、これを除名することができる。

第3章 役 員

- 第11条 本会に下記役員をおく。
会長1名, 理事10名程度, 監事1名
- 第12条 本会に評議員をおく。
評議員は、会員中から選挙する。
会長および理事は評議員の互選とする。
監事は、会員の中から評議員が選ぶ。

第 13 条 本会に参加をおくことができる。

参加は理事会で推薦する。

第 14 条 役員任期は 1 年とし、重任を妨げない。

第 15 条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、評議員会、および理事会の議長となる。

第 4 章 会 合

第 16 条 1. 総会は毎年 1 回これを開くほか、会長が必要と認めるとき、および監事の請求または会員の 2 分の 1 以上の請求があったときに会長が招集する。

2. 総会は会員数の 10 分の 1 以上の出席をもって成立する。

第 17 条 総会では下記の事項を決議する。

1. 重要財産の処分
2. 財産の管理
3. 収支決算
4. 会則の改正
5. その他理事会の必要と認める事項

第 18 条 総会の議事は出席会員の過半数でこれを決する。

第 19 条 評議員会は、評議員と参加で組織し、会長がこれを招集し、会務に関する重要事項を審議する。評議員会の議事は、出席議員の過半数でこれを決する。

第 20 条 理事会は会長、および理事をもって構成され、会長が随時これを招集し会の運営にあたる。

第 5 章 資 産

第 21 条 本会の財産は、会費ならびに本会の目的を達するために寄附された金員および物件ならびに雑収入とし、その管理は総会の定めるところによって理事が行う。

第 22 条 会計年度は 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 6 章 解散および細則

第 23 条 本会の解散は会員の 3 分の 2 以上の同意によって行われ、残余財産は総会の決議によって理事会が処分する。

第 24 条 本会則の施行に必要な細則は理事会がこれを定める。

附 則

第 25 条 本会則は 1998 年 1 月 1 日からこれを施行する。

(1997 年 11 月 17 日制定)

(2006 年 11 月 24 日改正)

(2009 年 11 月 21 日改正)

(2011 年 12 月 1 日改正)

(2016 年 11 月 20 日改正)

(2017 年 11 月 20 日改正)